

目次

安全管理規程

第一章 総則	
第一条 (目的)	1
第二条 (適用範囲)	1
第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営	
第三条 (輸送の安全に関する基本的な方針)	1
第四条 (輸送の安全に関する重点施策)	1
第五条 (輸送の安全に関する目標の設定)	1
第六条 (輸送の安全に関する計画の作成)	1
第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制	
第七条 (社内組織)	2
第八条 (経営責任者の責務)	2
第九条 (安全統括管理者の選任・解任)	2
第十条 (安全統括管理者の責務)	2
第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法	
第十一条 (輸送の安全に関する情報の伝達及び共有)	3
第十二条 (輸送の安全に関する重点施策の実施)	3
第十三条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)	3
第十四条 (輸送の安全に関する教育及び研修)	3
第十五条 (輸送の安全に関する内部監査)	3
第十六条 (輸送の安全に関する業務の改善)	4
第十七条 (情報の公開)	4
第十八条 (輸送の安全に関する記録の管理等)	4

発行日：平成26年4月1日

セイノースーパーエクスプレス株式会社

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第16条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 当社は、セイノーグループの一員として、「輸送立国」即ち、「物流を通じて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する」を《使命》と位置付け、安全・迅速・確実な輸送に努めます。
2 「安全第一・基本に忠実・確認の励行」を行動の基本とし、安全を重視し地域社会との調和・共存に努めます。
3 輸送の安全に関する計画、実行、評価、見直しを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
4 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、具体的な施策を実施するため、以下の重点施策を策定し実施する。
一 輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施する。
2 持ち株会社及び傘下の企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
3 下請け事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に長期契約を結ぶ等の密接な関係にある下請け業者には可能な範囲において、輸送の安全の向上に協力するように努める。

(輸送の安全に関する目標の設定)

第五条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を設定する。
2 目標は「中央安全衛生委員会」で決定した三事故防止基本方針を基に協議決定する。

(輸送の安全に関する計画の作成)

第六条 当社は、前条の目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

(社内組織)

第七条 当社は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
一 安全統括管理者
二 エリアマネージャー
三 事業所長
四 統括運行管理者
五 運行管理者
六 整備管理者
七 その他必要な管理者
2 エリアマネージャーは、安全統括管理者の命を受け、エリア管内事業所の輸送の安全の確保に関する事項を管理する。
3 事業所長は、エリアマネージャーの命を受け、事業所内の輸送の安全の確保に関する事項を管理する。
4 統括運行管理者は、事業所長の命を受け、事業所内の輸送の安全の確保に関し、運行管理者、整備管理者を統括し、指導管理する。
5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統について安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(経営責任者の責務)

第八条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4 社長は、輸送の安全に関する計画、実行、評価、見直しを実施することにより、輸送の安全性の向上を図ること等、輸送の安全の確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうか常に確認し、必要な改善を行う。

(安全統括管理者の選任・解任)

第九条 安全統括管理者は、取締役のうち貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から選任する。
2 安全統括管理者が以下の事由に該当する場合、当該管理者を解任する。
一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、以下の責務を有する。
一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他安全対策について必要な改善措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法

(輸送の安全に関する情報の伝達及び共有)

第十一条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関して、意見交換等による意思の疎通を十分に行うため、以下の「委員会」を設け、適時適切に社内において伝達され共有する。

- 一 中央安全衛生委員会
- 二 地区安全衛生委員会
- 三 職場安全衛生委員会

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十二条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき設定した目標を達成すべく、作成した計画に従い、重点施策を着実に実施する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故・災害等が発生した場合における、速やかな報告と社内における伝達に関し、報告連絡体制を別に定める。

- 2 安全統括管理者は、社内における報告連絡体制の周知と、事故・災害等発生時の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 3 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。なお、計画には以下の事項を考慮する。

- 一 運転者等の年齢、経験、能力等に応じたものとする。
- 二 参加、体験、実践型の手法を取り入れ、当該教育・研修の効果の確認を行う。
- 三 安全の多様なリスクを取り上げ、そのリスク回避につなげる内容。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、当社における安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十六条 安全統括管理者からの事故、災害等に関する報告又は、内部監査の結果や、改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 惡質な法令違反等により重大事故を発生させた場合には、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度の輸送の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関して、以下に掲げる情報について、ホームページへの掲載等の方法により、外部に公表する。

- 一 輸送の安全に関する基本的な方針
 - 二 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - 三 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数及び類型別の事故件数)
 - 四 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - 五 輸送の安全に関する重点施策
 - 六 輸送の安全に関する計画
 - 七 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - 八 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - 九 安全統括管理者、安全管理規定
 - 十 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - 十一 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直す。
- 2 本規程その他、輸送の安全に関する規程、重点施策、報告連絡体制、事故・災害等の報告及び内部監査の結果、是正措置又は予防措置等、その他の輸送の安全に関する情報の記録は、必要な各部門に備え、適切に保存する。
- 3 安全統括管理者の指示及び輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録は、適切に保管する。